第六十条中「債権買取り等の申込みを受け、当該申込みに基づく債権の買取りにより」を「第二十二条第一項第一号に掲げる債権の買取りの業務、同項第二号イに掲げる資金の貸付けの業務又は特定債権買取りの業務に伴い」に改め、「登記」の下に「又は登録」を加える。

第六十五条第一項中「の規定により」を「に規定する買取申込み等又は第三十二条の三第一項に規定する」に、「当該買取申込み等に」を「これらの買取申込み等に」に、「当該買取申込み等が同項第二号」を「これらの買取申込み等が第二十六条第一項第二号に掲げる同意又は第三十二条の三第一項第二号」に、「当該同意」を「これらの同意」に改め、「事業再生計画」の下に「又は弁済計画」を、「再生支援対象事業者」の下に「又は特定支援対象事業者及びその代表者等」を加え、同条第二項中「が再生支援対象事業者」の下に「若しくは特定支援対象事業者及びその代表者等」を、「従って再生支援対象事業者」の下に「若しくは特定支援対象事業者及びその代表者等」を、「事業の再生」の下に「又は特定支援対象事業者及びその代表者等の債務の整理」を加える。

第六十六条第一項中「事業再生計画」の下に「又は弁済計画」を、「再生支援対象事業者」の下に「又は特定支援対象事業者及びその代表者等」を加え、同条第二項中「が再生支援対象事業者」の下に「若しくは特定支援対象事業者及びその代表者等」を、「事業の再生」の下に「又は特定支援対象事業者及びその代表者等の債務の整理」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二十四条第一項及び第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この法律による改正後の株式会社地域経済活性化支援機構法（以下この項において「新法」という。）第二十二条第一項第四号及び第三十二条の九第一項の規定は、この法律の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後に新法第三十二条の九第一項の規定による特定信託引受けの申込みをする事業者について適用し、施行日前にこの法律による改正前の株式会社地域経済活性化支援機構法第三十二条の二第一項の規定による特定信託引受けの申込みをした事業者については、なお従前の例による。

2　施行日前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3　前二項に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第三条　政府は、この法律の施行後三年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　新藤　義孝
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　田村　憲久
経済産業大臣　茂木　敏充

政　令

内閣府設置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、内閣府設置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十一号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

内閣府設置法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十六年五月十九日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　新藤　義孝
文部科学大臣　下村　博文

内閣府設置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年五月十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百八十三号

内閣府設置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、内閣府設置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十一号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

内閣府設置法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十六年五月十九日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　新藤　義孝
文部科学大臣　下村　博文

内閣府設置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年五月十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百八十四号

内閣府設置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、内閣府設置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十一号）の施行に伴い、及び内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十七条第九項の規定に基づき、この政令を制定する。

（内閣府本府組織令の一部改正）

第一条　内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中ソをツとし、カからレまでをヨからソまでとし、同号ワ中「ヲ」を「ワ」に改め、同号ワを同号カとし、同号ヲを同号ワとし、同号ル中「ヌ」を「ル」に改め、同号ルを同号ヲとし、同号ヌ中「第三号(19)」を「第三号(21)」に改め、同号ヌを同号ルとし、同号中リをヌとし、チの次に次のように加える。

リ　研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出（研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第二条第五項に規定するものをいう。第三号(15)において同じ。）の促進を図るための環境の総合的な整備に関する事項

第三条第三号(13)を次のように改める。

(13)　科学技術基本法（平成七年法律第百三十号）第九条第一項に規定するものをいう。）の策定及び推進に関すること。

第三条第三号中(49)を(51)とし、(38)から(48)までを(40)から(50)までとし、同号(37)中「(35)及び(36)」を「(37)及び(38)」に改め、同号(37)を同号(39)とし、同号中(36)を(38)とし、(33)から(35)までを(35)から(37)までとし、同号(32)中「(18)から(31)まで」を「(20)から(33)まで」に改め、同号(32)を同号(34)とし、同号中(31)を(33)とし、(18)から(30)までを(20)から(32)までとし、同号(17)中「(14)から(16)まで」を「(16)から(18)まで」に改め、同号(17)を同号(19)とし、同号(16)中「内閣府設置法第四条第三項第七号の四の人工衛星等を定める政令」を「内閣府設置法第四条第三項第七号の六の人工衛星等を定める政令」に改め、同号(16)を同号(18)とし、同号中(15)を(17)とし、(14)を(16)とし、(13)の次に次のように加える。

(14)　科学技術に関する関係行政機関の経費の見積りの方針の調整に関すること。

(15)　研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出の促進を図るための環境の総合的な整備に関する施策の推進に関すること。